

# 新型コロナウイルス感染症に係る経済支援対策をお知らせします

※いずれも詳しくはお問い合わせください。

## 第1次経済支援対策事業

### 1 十和田湖畔地区・焼山地区の観光事業者の

- ①固定資産税の減免
- ②温泉使用料の減免（焼山地区）
- ③上下水道料金の減免

問①収納課☎⑤6760  
②商工観光課☎⑤6771  
③管理課☎⑤4511

**対象** 十和田湖畔地区、焼山地区（蔦・谷地・猿倉を含む）の観光事業者  
**要件** 令和2年2月から5月までの任意の期間（1カ月）において、観光事業収入が、前年同期と比較し、20%以上減少していること  
**申請期限** 令和2年6月30日（火）（①は除く）

### 2 飲食業支援給付金

問商工観光課☎⑤6773

**対象** 市内に店舗を有する飲食事業者  
**要件** ①令和2年2月から5月までのいずれかの月の売上高が、前年同月と比較し、20%以上減少していること  
②主たる事業として飲食業を営んでいること  
**給付額** 1店舗当たり 20万円  
**申請期限** 令和2年6月30日（火）

- ①②は、1～2の申請に共通する要件です。  
①直近の確定申告または住民税申告をしていること（法人の場合は、直近の法人市民税の確定申告）  
②令和元年度分の市税の滞納がないこと（1-②は温泉使用料の滞納がないこと）  
（1-③は上下水道料金の滞納がないこと）

### 3 市立小・中学校児童・生徒の給食費の無償化

問教育総務課☎⑤80181

4月および5月分の市立小・中学校児童・生徒の給食費を無償化します。

### 4 市税の徴収猶予

問収納課☎⑤6760

**対象** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、納付が困難な人  
**要件** 令和2年2月以降の任意の期間（1カ月）において、事業などに係る収入が、前年同期と比較し、20%以上減少していること  
**猶予期間** 申請日から1年間（この期間は延滞金がかかりません。）  
**申請期限** 各市税の納期限まで

## 第2次経済支援対策事業

※第2次経済支援対策事業は、令和2年第2回定例会（6月議会）に予算を提案しています。

問商工観光課☎⑤6773

### 1 経済支援対策給付金

**対象** タクシー事業者、運転代行業者、高速・貸し切りバス事業者

事業者区分	登録台数など	給付額
タクシー事業者・ 運転代行業者	1～5台	10万円
	6～10台	20万円
	11台以上	30万円
バス事業者	高速バス	100万円
	貸し切りバス	100万円

**対象** 市街地の旅館・ホテル事業者（十和田湖畔・焼山地区は除く）、結婚式場事業者

事業者区分	部屋数など	給付額
旅館・ホテル 事業者	20部屋以下	20万円
	21～50部屋	50万円
	51部屋以上	200万円
結婚式場事業者	1事業者	200万円

**対象** 飲食料品小売・卸売・製造事業者、観光事業者、学習支援（塾・教室など）事業者、クリーニング事業者、理・美容事業者、公衆浴場事業者など

**給付額** 1事業者当たり 20万円

※飲食業支援給付金の支給を受けた事業者は、対象外です。

- ①～④は、1の申請に共通する要件です。  
①令和2年2月から7月までの任意の期間（1カ月）の売上高などが、前年同期と比較して20%以上減少していること  
②主たる事業として、上記のそれぞれの事業を営んでいること  
③直近の確定申告または住民税申告をしていること（法人の場合は、直近の法人市民税の確定申告）  
④令和元年度分および令和2年度の納期到来分に係る市税の滞納がないこと

**申請期間** 令和2年6月8日（月）～8月31日（月）

### 2 ひとり親家庭支援給付金

問子ども支援課☎⑤6716

**対象** 児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費の受給者

**給付額** 対象児童1人に付き 2万円  
※令和2年3月31日を基準日とし、令和2年6月5日に本市に住所を有する人

### 3 修学支援給付金

問教育総務課☎⑤80182

**対象** 十和田市奨学金制度を利用している生徒・学生

**貸与額と同額金額を給付します**（今年度は奨学金の貸与はありません）。

### 4 ①国民健康保険税の減免 ②介護保険料の減免

問①収納課☎⑤6760  
②高齢介護課☎⑤6721

**対象** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、納付が困難な人